

財団法人 ツール・ド・北海道協会 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本財団は、財団法人 ツール・ド・北海道協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 番地 3 に置く。

2. 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本財団は、我が国、特に北海道の優れた自然環境を生かしたサイクルスポーツを核とした活動（以下「ツール・ド・北海道」という。）を展開することにより、我が国、特に北海道における観光資源及び産業の開発、文化の振興、生活の向上、健康・体力の増進に貢献し、また、我が国におけるサイクルスポーツ等の普及・振興及び自転車利用の普及・啓発に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ツール・ド・北海道及びこれに関連する事業の調査研究
- (2) ツール・ド・北海道による産業の振興
- (3) ツール・ド・北海道による北海道の観光資源・産業の開発及び文化・生活の向上と健康・体力の増進のための事業
- (4) ツール・ド・北海道による交通安全の普及及び啓蒙に関する事業
- (5) ツール・ド・北海道競技会の開催
- (6) サイクルスポーツの普及・振興及び自転車利用の普及・啓発
- (7) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資 産

(資産の構成)

第 5 条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 賛助会費
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 本財団の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れることができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

